

北海道再犯防止推進計画 推進状況

項目	通し番号	NO	具体的な取組	年度	R3年度～R4年度における取組状況	予算額 (一般財源額)	所管部
1 就労・住居の確保等 (1) 就労の確保等	1	1	① 就労に向けた相談・支援の充実 (北海道就業支援センターによる支援) ・北海道就業支援センター(ジョブカフェ、ジョブサロン)において、カウンセリングや職場体験、各種セミナーの開催など就業や職場定着に向けた支援を行います。	R3	ジョブカフェ、ジョブサロンにおいて、職業カウンセリングによる求職者の能力・適性に応じた職種への誘導や、職場体験等による企業とのミスマッチ・早期離職を防止するほか、企業に対する人材確保や職場定着支援を実施。	95,631	経済部
				R4	ジョブカフェ、ジョブサロンにおいて、職業カウンセリングによる求職者の能力・適性に応じた職種への誘導や、職場体験等による企業とのミスマッチ・早期離職を防止するほか、企業に対する人材確保や職場定着支援を実施。	85,136	
	2	2	(就労に向けた職業訓練) ・道立高等技術専門学院(MONOテク)や民間訓練機関等において、若年者や離転職者等に対して職業に必要な技能・知識を付与するための訓練を実施します。	R3	MONOテクにおいて、新規学卒者や離転職者等に対し、技能・知識の付与や職業能力の再開発により、就職を容易にし職業生活の安定を図る。	64,324	経済部
				R4	・施設内訓練 MONOテクにおいて、新規学卒者や離転職者等に対し、技能・知識の付与や職業能力の再開発により、就職を容易にし職業生活の安定を図った。	施設内訓練 64,050	
				R3	道が国から事業を受託し、離転職者等に対し再就職に向けた機動的かつ効率的な職業訓練を道が民間訓練機関等に委託し実施	1,768,031	経済部
				R4	道が国から事業を受託し、離転職者等に対し再就職に向けた機動的かつ効率的な職業訓練を道が民間訓練機関等に委託し実施	○委託訓練 3事業合計 1,649,437	
	3	3	(生活困窮者に対する就労支援) ・生活困窮者自立支援相談窓口において、住居のない不安定な就労に従事する人や離転職者等に対する相談対応やハローワーク等と連携した就労支援を行います。	R3	生活困窮者自立支援制度に基づく事業(自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、一時生活支援事業)により支援を実施	217,557	保健福祉部
				R4	生活困窮者自立支援制度に基づく事業(自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、一時生活支援事業)により支援を実施した。 ・新規相談受付件数 1,300件 ・新規に一般就労へ繋げた人数 116人 ・住居確保給付金の新規決定件数 30件 ・一時生活支援利用者数 13人(延宿泊数 86泊)	239,115 (59,988)	

北海道再犯防止推進計画 推進状況

項目	通し番号	NO	具体的な取組	年度	R3年度～R4年度における取組状況	予算額 (一般財源額)	所管部
	4	4	(関係職員に対する研修) ・生活困窮者自立支援事業の従事者に対して研修を実施するなど、生活困窮者に対する支援の充実に努めます。	R3	生活困窮者自立支援事業の従事者に対して研修を実施	1,549	保健福祉部
				R4	新型コロナウイルス感染症の影響により、道独自研修を厚生労働省主催のブロック別研修に代替した。 ・1日目 12月8日 オンライン 出席者64名 ・2日目 12月9日 オンライン 出席者65名		
	5	5	(障がい者に対する就労支援) ・障害者就業・生活支援センターにおいて、就職や職場への定着が困難な障がいのある人や就業経験のない障がいのある人に対する相談対応、助言等を行い、職業生活における自立を支援します。	R3	就職や職場への定着が困難な障がい者及び就業経験のない障がい者に対し、「障害者就業・生活支援センター」において、就業及びこれに伴う日常生活等の支援を行い、障がい者の職業生活における自立を図る。	68,314	保健福祉部
				R4	就職や職場への定着が困難な障がい者及び就業経験のない障がい者に対し、「障害者就業・生活支援センター」において、就業及びこれに伴う日常生活等の支援を行い、障がい者の職業生活における自立を図った。		
	6	1	② 犯罪をした人などを雇用する企業等の開拓、社会的評価の向上 (協力雇用主制度の周知) ・道が主催する各種の企業向けセミナー等において、国の機関と連携しながら協力雇用主制度の周知を行います。	R3	協力雇用主制度の周知に関する啓発資料を作成	174	環境生活部
				R4	「雇用で支える再出発」をテーマとした「北海道再犯防止フォーラム」を令和4年7月28日にZoomによるオンライン開催した。 (講師：協力雇用主 笈田 壽一 氏 札幌刑務支所 若松 久絵 氏 出席者：75名) また、令和3年度に作成した協力雇用主制度に関するリーフレットについて、道のパネル展等の各種機会において配布した。		
	7	2	(協力雇用主の受注機会の増大) 入札参加資格審査や、業務委託における総合評価に当たり、案件に応じて、加点要素に「多様な雇用への貢献(協力雇用主)」を設定し、協力雇用主の受注機会の増大を図っていきます。	R3	総合評価落札評価方式のガイドラインに加点要素として盛り込まれている。	-	環境生活部
				R4	総合評価落札評価方式のガイドラインに加点要素として盛り込み、受注機会の増大を図った。		
	8	1	③ 関係機関・団体との連携強化 保護観察所が主催する札幌管内刑務所出所者等就労支援事業協議会、刑務所出所者等就労支援推進協議会に参加し、関係機関・団体との連携を図っていきます。	R3	令和3年度 書面会議にて参加	-	経済部
				R4	令和4年度 書面会議にて参加		

北海道再犯防止推進計画 推進状況

項目	通し番号	NO	具体的な取組	年度	R3年度～R4年度における取組状況	予算額 (一般財源額)	所管部
(2) 住宅の確保等	9	1	① 公営住宅への入居における配慮 (道営住宅への入居における配慮) ・道営住宅への入居に当たっては、既存入居者や入居希望者の方々の理解を深めていく必要があるため、各施策における普及啓発活動や住宅支援の状況を注視しながら、十分勘案の上、配慮していきます。	R3	・各施策における普及啓発活動や住宅支援の状況を注視しながら、十分勘案の上、配慮していく。	-	建設部
				R4	・道営住宅は入居者資格として同居親族がいることを原則としているが、多様化するニーズに対応するため、住宅セーフティネット法に規定する住宅確保要配慮者である更生保護対象者等について、道営住宅所在市町から要請等に応じ、同居親族がいなくても入居申込み可能となる取組を実施。 ・入居に必要な連帯保証人がいないために道営住宅に入居することが出来ないといったことがないよう、R2年度から連帯保証人を不要とし、代わりに緊急時の連絡先の届出に変更。	-	
	10	2	(市町村営住宅への入居における配慮) ・市町村営住宅への入居に当たっては、各市町村に対して地域の実情やストックの状況等を総合的に十分勘案の上、配慮されるよう周知を行います。	R3	・各市町村に対して地域の実情やストックの状況等を総合的に十分勘案の上、配慮されるよう、あらゆる機会を通じて周知を行っていく。	-	建設部
				R4	・各市町村に対しては、更生保護対象者等について、道営住宅所在市町から要請等に応じ、同居親族がいなくても道営住宅への入居申込み可能となる取組を周知するとともに、地域の実情やストックの状況等を総合的に十分勘案の上、配慮されるよう、あらゆる機会を通じて周知を行っていく。	-	
	11	1	② 新たな住宅セーフティネット制度の活用促進 北海道居住支援協議会や関係団体と連携し、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録を促進します。	R3	・住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録業務及び登録促進に向けた制度説明会の開催 ・家賃債務保証、賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談対応、要配慮者への生活支援などを行う法人等の指定	1,010	建設部
				R4	・住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録業務推進 * R4年度 登録戸数：16,316戸 (R5 2/10 現在) ・家賃債務保証、賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談対応、要配慮者への生活支援などを行う法人等の指定 * 北海道居住支援協議会の開催(2回) R4年度 指定法人数：30法人 (R5.1月現在)	1,520 (836)	

北海道再犯防止推進計画 推進状況

項目	通し番号	NO	具体的な取組	年度	R3年度～R4年度における取組状況	予算額 (一般財源額)	所管部
	12	1	③ 支援が必要な人の帰住先の確保 北海道地域生活定着支援センターにおいて、更生保護施設や社会福祉施設への入所など、矯正施設出所後に自立した生活を営むことが困難と認められる高齢者や障がいのある人の帰住先の確保に向けた支援を行います。	R3	札幌と釧路の2ヶ所に設置した北海道地域生活定着支援センターにおいて支援を実施	78,526	保健福祉部
				R4	札幌と釧路の2ヶ所に設置した北海道地域生活定着支援センターにおいて支援を実施 ・北海道地域生活定着支援センター専門委員会の開催 1回目 6月21日 オンライン 出席者8名 2回目 11月8日 参集 出席者8名 ・地域福祉研修 札幌センター28回、釧路センター3回 ・福祉事業者巡回開拓 札幌センター102件、釧路センター21件	78,526 (0)	
	13	1	④ 生活困窮者の住居の確保 生活困窮者自立相談窓口において、住宅の確保に向けた相談や住居確保給付金の支給一時生活支援事業などの支援を行います。	R3	生活困窮者自立支援制度に基づく事業（自立相談支援事業）により情報提供などを実施	197,638	保健福祉部
				R4	生活困窮者自立支援制度に基づく事業（自立相談支援事業）により情報提供などを実施した。 ・新規相談受付件数 1,300件 ・新規に一般就労へ繋げた人数 116人	220,990 (55,248)	
2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等 (1) 高齢者又は障がい者等への支援等	14	1	① 保健医療・福祉サービスの提供 (支援が必要な人に対するサービスの提供) ・北海道地域生活定着支援センターにおいて、矯正施設出所後に自立した生活を営むことが困難と認められる高齢者や障がいのある人に対して、保護観察所や矯正施設等と連携・協力しながら、社会福祉施設等への入所等の必要な保健医療・福祉サービスが円滑に利用できるよう支援を行います。	R3	札幌と釧路の2ヶ所に設置した北海道地域生活定着支援センターにおいて支援を実施	78,526	保健福祉部
				R4	札幌と釧路の2ヶ所に設置した北海道地域生活定着支援センターにおいて支援を実施 ・北海道地域生活定着支援センター専門委員会の開催 1回目 6月21日 オンライン 出席者8名 2回目 11月8日 参集 出席者8名 ・地域福祉支援検討会 札幌センター21回、釧路センター3回 ・地域福祉研修 札幌センター28回、釧路センター3回 ・福祉事業者巡回開拓 札幌センター102件、釧路センター21件 ・啓発、助言 札幌センター33回、釧路センター6回 ・特別調整検討会 札幌センター8回、釧路センター4回	78,526 (0)	

北海道再犯防止推進計画 推進状況

項目	通し番号	NO	具体的な取組	年度	R3年度～R4年度における取組状況	予算額 (一般財源額)	所管部	
	15	2	(生活困窮者に対する自立支援) ・生活困窮者自立相談窓口において、生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援事業や一時生活支援事業の実施などにより、生活困窮者の自立を包括的かつ継続的に支援します。	R3	生活困窮者自立支援制度に基づく事業（自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、一時生活支援事業）により支援を実施	217,557	保健福祉部	
				R4	生活困窮者自立支援制度に基づく事業（自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、一時生活支援事業）により支援を実施した。	239,115 (59,988)		
	16	3	(出所者等に対する情報提供) ・出所後等に保健福祉サービスをスムーズに利用できるよう、国や市町村等と連携した出所者等に対する保健福祉サービスの周知の方法について検討します。	R3	再犯防止推進会議地域会議を開催し、地域での情報共有を図った。	-	環境生活部	
				R4	再犯防止推進会議地域会議を4地域でオンライン開催し、各地域における取組等について情報共有を図るとともに、検討を行った。 (札幌地域：令和4年12月20日 函館地域：令和5年1月26日 旭川地域：令和5年1月23日 釧路地域：令和5年1月20日)	-		
		17	1	② 関係機関・団体との連携強化 北海道地域生活定着支援センターにおいて地区懇談会を開催するなど、国や市町村、関係団体との連携や地域ネットワークの構築を推進します。	R3	札幌と釧路の2ヶ所に設置した北海道地域生活定着支援センターにおいて支援を実施	78,526	保健福祉部
					R4	札幌と釧路の2ヶ所に設置した北海道地域生活定着支援センターにおいて支援を実施 ・北海道地域生活定着支援センター専門委員会の開催 1回目 6月21日 オンライン 出席者8名 2回目 11月8日 参集 出席者8名 ・北海道地域生活定着支援事業推進会議の開催 12月2日 オンライン 出席者223名 ・地域福祉支援検討会 札幌センター21回、釧路センター3回 ・地域福祉研修 札幌センター28回、釧路センター3回	78,526 (0)	
(2) 薬物依存を有する人への支援等	18	1	① 薬物依存に関する治療・支援に繋げる取組 (薬物依存症からの回復に向けた支援) ・北海道立精神保健福祉センターにおいて、薬物等依存症の専門相談に対応するとともに、薬物依存症からの回復に向けた支援を行います。	R3	・北海道精神保健福祉センター依存症相談拠点設置要綱に基づき支援を行っている	516	保健福祉部	
				R4	北海道精神保健福祉センター依存症相談拠点設置要綱に基づき支援を行った。 薬物依存に係る相談対応数 延270件	516 (258)		
				R3	・依存者等から相談があった場合は、精神保健福祉センターに繋ぐなど連携して対応している。	-	保健福祉部	
				R4	依存者等から相談があった場合は、精神保健福祉センターに繋ぐなど連携して対応している。	-		

北海道再犯防止推進計画 推進状況

項目	通し番号	NO	具体的な取組	年度	R3年度～R4年度における取組状況	予算額 (一般財源額)	所管部
	19	2	(関係職員に対する研修) ・精神保健福祉業務に従事する職員等が依存症の理解・援助等を習得し、技術の向上を図るため研修を実施します。	R3	精神保健福祉業務に従事する職員等が依存症の理解・援助等を習得し、技術の向上を図るため研修を実施	3,543	保健福祉部
				R4	精神保健福祉業務に従事する職員等が依存症の理解・援助等を習得し、技術の向上を図るため研修を実施 依存症研修会開催 10月20日～21日 オンライン開催 出席者97名	2986 (1,493)	
	20	1	② 関係機関・団体との連携強化 (関係機関の連携強化) ・国や関係団体等で構成する薬物乱用防止対策北海道推進本部において、情報共有を行うなど連携強化を図ります。	R3	啓発資材を配布したり、講習会の情報を必要に応じて提供し、求めがあった場合に、各保健所において、薬物乱用防止教室を実施している。	2,723	保健福祉部
				R4	啓発資材を配布したり、講習会の情報を必要に応じて提供し、求めがあった場合に、各保健所において、薬物乱用防止教室を実施している。	2713 (2,713)	
	21	2	(児童生徒に対する普及啓発) ・麻薬取締官OBや警察職員、保健所職員等の協力を得ながら、各学校に対して薬物に対する正しい知識等に関する啓発資材を配布したり、薬物乱用防止教室を実施するなど、児童生徒の薬物乱用防止対策の普及啓発に取り組みます。	R3	公立学校に対して、学習指導要領に基づき、麻薬取締官OBや警察職員、保健所職員等の協力を得ながら、薬物に対する正しい知識等に関する指導を実施するための教職員を対象とした研修会の実施及び薬物乱用防止に係る情報の提供を随時行った。	-	教育庁
				R4	公立学校に対して、学習指導要領に基づき、麻薬取締官OBや警察職員、保健所職員等の協力を得ながら、薬物に対する正しい知識等に関する指導を実施するための教職員を対象とした研修会の実施及び薬物乱用防止に係る情報の提供を随時行った。	-	
				R3	麻薬取締官OBや警察職員、保健所職員等の協力を得ながら、各学校に対して薬物に対する正しい知識等に関する啓発資材を配布したり、薬物乱用防止教室を実施するなど、児童生徒の薬物乱用防止対策の普及啓発に取り組みました。	-	警察本部
				R4	薬物乱用の根絶に向けた規範意識を醸成するため、各学校において、薬物乱用教室を開催しました。(令和4年度：1,039校、1,218回実施)	-	
				R3	啓発資材を配布したり、講習会の情報を必要に応じて提供し、求めがあった場合に、各保健所において、薬物乱用防止教室を実施している。	2,723	保健福祉部
				R4	啓発資材を配布したり、講習会の情報を必要に応じて提供し、求めがあった場合に、各保健所において、薬物乱用防止教室を実施している。	2713 (2,713)	

北海道再犯防止推進計画 推進状況

項目	通し番号	NO	具体的な取組	年度	R3年度～R4年度における取組状況	予算額 (一般財源額)	所管部
	22	3	(関係職員等に対する研修等) ・保健所職員や薬物乱用防止指導員、保健・医療・福祉サービス従事者等に対し、薬物乱用防止や依存症に関する研修や情報提供を行い、資質の向上と情報共有を図ります。	R3	薬物乱用防止指導員連合協議会、各地区協議会において薬物乱用防止指導員に対し研修等を実施している。	2,723	保健福祉部
				R4	薬物乱用防止指導員連合協議会、各地区協議会において薬物乱用防止指導員に対し研修等を実施している。	2713 (2,713)	
	23	1	③ 薬物事犯者の家族に対する支援 ・北海道立精神保健福祉センターにおいて、薬物依存に悩む本人や家族等への個別相談に対応しているほか、薬物問題を持つ人のためのワンデイ・セミナーを実施します。	R3	・薬物問題を持つ人の家族のためのワンデイ・セミナー実施 ・依存者等から相談があった場合は、精神保健福祉センターに繋ぐなど連携して対応している。	516	保健福祉部
				R4	薬物問題を持つ人の家族のためのワンデイ・セミナー実施 ・薬物依存症者回復支援研究会 月2回 計23回 ・薬物問題を持つ人の家族のためのワンデイセミナー（年3回） R4.8.30、R4.11.18、R5.2.18 開催	516 (258)	
	24	1	④ 民間団体等への支援 (民間団体の活動支援) ・関係機関や相談員、ボランティア等との相互の連携を図り、求めに応じて、講演会等へ職員を派遣する等、必要な支援を行います。	R3	薬物乱用防止指導員に対して、研修等を実施している。	2,723	保健福祉部
				R4	各地区協議会の依頼に応じて、保健所職員が薬物乱用防止に係る講演等を実施している。	2713 (2,713)	
25	2	(自助グループとの連携) ・薬物依存を有する人に対する支援を行う自助グループの活動紹介を行うなど、関係団体との連携を図ります。	R3	再犯防止推進会議地域会議を開催し、地域での情報共有を図った。	-	環境生活部	
			R4	再犯防止推進会議地域会議を4地域でオンライン開催し、各地域における取組等について情報共有を図るとともに、検討を行った。 (札幌地域：令和4年12月20日 函館地域：令和5年1月26日 旭川地域：令和5年1月23日 釧路地域：令和5年1月20日)	-		
26	1	⑤ 薬物乱用防止に関する広報・啓発 ・薬物乱用防止に関する啓発資材の作成や、地域のイベント等啓発機会を通じて、地域住民への普及啓発に取り組みます。	R3	警察署、JR駅、大型商業施設等における街頭啓発活動を年間約560件実施し、地域住民に対する啓発活動を実施した。	-	警察本部	
			R4	警察署、JR駅、大型商業施設等における街頭啓発活動を年間約820件実施したほか、道内企業などに出向き、薬物乱用防止講話の実施した。 さらに、北海道日本ハムファイターズとタイアップして薬物乱用防止を訴えるポスターを作成し、全道の警察署に貼付するなど、地域住民に対する啓発活動を実施した。	-		

北海道再犯防止推進計画 推進状況

項目	通し番号	NO	具体的な取組	年度	R3年度～R4年度における取組状況	予算額 (一般財源額)	所管部
				R3	道民へ啓発資材を配布する等して、薬物乱用防止に係る正しい知識の普及に努めている。	2,723	保健福祉部
				R4	道民へ啓発資材を配布する等して、薬物乱用防止に係る正しい知識の普及に努めている。	2713 (2,713)	
3 学校等と連携した修学支援の実施等 (1) 学校等と連携した修学支援の実施等	27	1	① 児童生徒の非行の未然防止等 (児童生徒への啓発等) ・非行防止教室の開催や、学校警察連絡協議会、児童相談所等の関係機関との連携により、児童生徒の非行防止に取り組みます。	R3	非行防止教室の開催や、学校警察連絡協議会、児童相談所等の関係機関との連携により、児童生徒の非行防止に取り組みました。	-	警察本部
				R4	(児童生徒への啓発等) ・非行防止教室の開催(令和4年度:1,875校、2,892回実施)や、学校警察連絡協議会、児童相談所等の関係機関との連携により、児童生徒の非行防止に取り組みました。	-	
	28	2	(少年サポートセンターによる取組) ・少年サポートセンターにおいて、街頭補導、少年心理専門官等による相談対応など、少年の非行防止に向けた活動を行います。	R3	少年サポートセンターにおいて、街頭補導、少年心理専門官等による相談対応など、少年の非行防止に向けた活動を行いました。	-	警察本部
				R4	(少年サポートセンターによる取組) ・少年サポートセンターにおいて、街頭補導、少年心理専門官等による相談対応など、少年の非行防止に向けた活動を行いました。	-	
	29	3	(学校における相談対応等) ・いじめや暴力行為等の未然防止と早期発見・早期解決を図るため、学校現場においてスクールカウンセラーを効果的に活用し、教育相談等を行うとともに、学校の要請に応じてスクールソーシャルワーカーの派遣や福祉等の関係機関と連携した支援を行います。	R3	・いじめ問題に対応する組織の設置 ・学校等にスクールカウンセラーを配置 ・社会福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを活用し、問題を抱えた児童生徒を支援 ・ネットいじめ等の問題行動の未然防止のためネットを監視する取組やネットトラブル未然防止に係る学校の取組を支援 ・遠隔で専門家等の指導・助言が得られるWeb相談室を設置	203,215	教育庁
				R4	・いじめ問題に対応する組織の設置 ・学校等にスクールカウンセラーを配置 ・社会福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを活用し、問題を抱えた児童生徒を支援 ・ネットいじめ等の問題行動の未然防止のためネットを監視する取組やネットトラブル未然防止に係る学校の取組を支援 ・遠隔で専門家等の指導・助言が得られるWeb相談室を設置	210,933	

北海道再犯防止推進計画 推進状況

項目	通し番号	NO	具体的な取組	年度	R3年度～R4年度における取組状況	予算額 (一般財源額)	所管部
	30	4	(子どもの相談支援センターによる相談対応) ・子ども相談支援センターにおいて、いじめや不登校などの学校等で生じる様々な問題について、子どもや保護者から直接相談を受けて問題解決につながる支援を行います。	R3	・いじめや不登校などの学校等で生じる様々な問題について、子どもや保護者から直接相談を受けて問題解決につなげる支援を行う	16,551	教育庁
				R4	・いじめや不登校などの学校等で生じる様々な問題について、子どもや保護者から直接相談を受けて問題解決につなげる支援を行う	19,519	
	31	5	(児童相談所と関係機関との連携) ・児童相談所において、ぐ犯相談、触法相談があった場合に、市町村、学校や警察等関係機関と連携し、必要な支援を行います。	R3	児童相談所において、ぐ犯相談、触法相談があった場合に、市町村、学校や警察等関係機関と連携し、必要な支援を検討実施している。	184,025	保健福祉部
				R4	児童相談所において、ぐ犯相談、触法相談があった場合に、市町村、学校や警察等関係機関と連携し、必要な支援を検討実施している。	179,195 (96,925)	
	32	6	(青少年の非行防止に向けた啓発活動) ・青少年の非行・被害防止道民総ぐるみ運動強調月間(7月)において、関係機関が連携して非行防止のための啓発活動を行います。	R3	(青少年の非行防止に向けた啓発活動) ・北海道青少年健全育成条例の遵守徹底と青少年に有害な環境の浄化を図るため、行政と地域住民との協働による有害環境浄化活動を推進するとともに、非行・被害の未然防止等を図るための取組を行います。	1,262	保健福祉部
				R4	北海道青少年健全育成条例の遵守徹底と青少年に有害な環境の浄化を図るため、7月15日(金)にJR札幌駅にて街頭啓発を実施したほか、本庁舎1階展示スペースにおいて社会を明るくする運動と連携したパネル展を開催するなど、行政と地域住民との協働による有害環境浄化活動を推進するとともに、非行・被害の未然防止等を図るための取組を行いました。	1,100 (1,100)	
	33	7	(青少年のネットトラブル防止に向けた啓発) ・北海道青少年有害情報対策実行委員会において、関係機関が連携し、インターネットを介したトラブルや犯罪から青少年を守るため、日頃から周囲の大人たちが青少年のインターネット利用に関心を持ち、注意深く見守っていくことを啓発します。	R3	基本的人権の尊重とその擁護についての正しい理解と広く人権思想の普及高揚を図るため、法務省の指定する市町村に各種啓発活動を委託実施するとともに、道民に対する啓発活動を実施します。	183	保健福祉部
				R4	北海道有害情報対策実行委員会において、インターネットを介したトラブルや犯罪から青少年を守るため、保護者を対象とした道民フォーラムを2月1日(水)に開催したほか、道教育大学の学生が作成した中高生向け啓発ポスターを道内各中学校、高校へ配布するなど、関係機関が連携しながら啓発を実施しました。	183 (0)	
	34	1	② 学校等と連携した立ち直り支援 (児童自立支援施設における学習指導) ・児童自立支援施設(大沼学園、向陽学院)内にある分校において、入所児童の地元小中学校への復学や高校進学を目的として、一人ひとりの能力に合わせた学習指導を行います。	R3	児童自立支援施設に入所している児童について、施設内にある分校において義務教育を実施している。	-	保健福祉部
				R4	児童自立支援施設に入所している児童について、施設内にある分校において義務教育を実施している。	-	

北海道再犯防止推進計画 推進状況

項目	通し番号	NO	具体的な取組	年度	R3年度～R4年度における取組状況	予算額 (一般財源額)	所管部
	35	2	(少年の居場所づくり活動を通じた立ち直り支援) ・学生ボランティアや少年警察ボランティアと連携し、学習支援、農業体験等の少年の居場所づくり活動を通じて立ち直り支援を行います。	R3	学生ボランティアや少年警察ボランティアと連携し、学習支援、農業体験等の少年の居場所づくり活動を通じて立ち直り支援を行いました。	-	警察本部
				R4	(少年の居場所づくり活動を通じた立ち直り支援) ・学生ボランティアや少年警察ボランティアと連携し、学習支援、農業体験等の少年の居場所づくり活動を通じた立ち直り支援活動を実施しました。(令和4年度:56回実施)	-	
4 犯罪をした人等の特性に応じた効果的な支援の実施等 (1) 特性に応じた効果的な支援の実施等	36	1	① 性犯罪者に対する指導等 ・子どもを対象とする暴力的性犯罪の出所者について、法務省の協力を得て、その後の所在確認を行うほか、当該出所者の同意を得て面談を行うなど、再犯を防止するための助言、指導等を行います。	R3	子どもを対象とする暴力的性犯罪の出所者について、法務省の協力を得て、その後の所在確認を行うほか、当該出所者の同意を得て面談を行うなど、再犯を防止するための助言、指導等を行いました。	-	警察本部
				R4	子供を対象とする暴力的性犯罪の出所者について、その後の所在確認、面談等を行うなど、再犯防止のための助言、指導等を実施しました。	-	
	37	1	② 暴力団関係者等に対する指導等 (就労支援等の離脱支援) ・離脱希望者に対して、矯正施設、保護観察所等の関係機関と連携して、就労支援を軸とした離脱支援に取り組みます。	R3	離脱希望者に対して、矯正施設、保護観察所等の関係機関と連携して、離脱支援、就労支援を軸とした社会復帰対策に取り組みました。	-	警察本部
				R4	(就労支援等の離脱支援) ・離脱希望者に対して、矯正施設、保護観察所等の関係機関と連携して、離脱支援、就労支援を軸とした社会復帰対策に取り組みました。	-	
	38	2	(北海道暴力団離脱者支援対策協議会による取組) ・国や道、市町村、関係団体等で構成する北海道暴力団離脱者支援対策協議会において、情報共有を行うなど、暴力団からの離脱支援や離脱者の社会復帰対策を推進します。	R3	国や道、市町村、関係団体等で構成する北海道暴力団離脱者支援対策協議会において、情報共有を行うなど、暴力団からの離脱支援や離脱者の社会復帰対策を推進しました。	-	警察本部
				R4	(北海道暴力団離脱者支援対策協議会による取組) ・7月に国や道、市町村、関係団体等で構成する北海道暴力団離脱者支援対策協議会を開催し、情報共有を行うなど、暴力団からの離脱支援や離脱者の社会復帰対策を推進した。	-	
39	3	(離脱者の受入企業の拡大) ・公益財団法人北海道暴力追放センターにおける離脱者を雇用した企業に対する給付金制度の活用や関係団体との連携強化などにより、離脱者の受入企業の拡大を図ります。	R3	公益財団法人北海道暴力追放センターにおける離脱者を雇用した企業に対する給付金制度の活用や関係団体との連携強化などにより、離脱者の受入企業の拡大を図りました。	-	警察本部	
			R4	(離脱者の受入企業の拡大) ・公益財団法人北海道暴力追放センターにおける離脱者を雇用した企業に対する給付金制度の活用や関係団体との連携強化などにより、離脱者の受入企業の拡大を図り、令和4年中、受入企業1社が追加された。	-		

北海道再犯防止推進計画 推進状況

項目	通し番号	NO	具体的な取組	年度	R3年度～R4年度における取組状況	予算額 (一般財源額)	所管部
	40	1	③ 少年・若年に対する支援等 (北海道子ども・若者支援地域協議会による取組) ・北海道子ども・若者支援地域協議会において、非行をした少年及びその家族に対し、関係相談窓口を周知します。	R3	・道ホームページにおいて相談窓口を周知 ・地域協議会の開催(書面) (R3.12)	-	環境生活部
				R4	・道ホームページにおいて相談窓口を周知 ・地域協議会の開催 (R5.3)		
	41	2	(少年の居場所づくり活動を通じた立ち直り支援) ・学生ボランティアや少年警察ボランティアと連携し、学習支援、農業体験等の少年の居場所づくり活動を通じて立ち直り支援を行います。(再掲)	R3	学生ボランティアや少年警察ボランティアと連携し、学習支援、農業体験等の少年の居場所づくり活動を通じて立ち直り支援を行いました。	-	警察本部
				R4	(少年の居場所づくり活動を通じた立ち直り支援) ・学生ボランティアや少年警察ボランティアと連携し、学習支援、農業体験等の少年の居場所づくり活動を通じて立ち直り支援活動を実施しました。(令和4年度:56回実施)		
	42	3	(市町村要保護児童対策地域協議会による取組) ・市町村要保護児童対策地域協議会において、要支援・要保護児童等について関係機関と情報共有を行うとともに、対象児童に対する支援の内容に関する協議を行います。	R3	市町村要保護児童対策地域協議会においては、要支援・要保護児童等について関係機関と情報共有し、児童家庭の支援について検討している。	-	保健福祉部
				R4	市町村要保護児童対策地域協議会においては、要支援・要保護児童等について関係機関と情報共有し、児童家庭の支援について検討している。		
	43	4	(少年院入所中の少年に対する取組) ・矯正管区と連携し、少年院入所中の少年に対し、特殊詐欺等への加担など、非行防止に関する講話を実施します。	R3	矯正管区と連携し、少年院入所中の少年に対し、特殊詐欺等への加担など、非行防止に関する講話を実施しました。	-	警察本部
				R4	新型コロナウイルスの影響により実施できませんでした。		
	44	1	④ 発達上の課題を有する犯罪をした人等に対する支援等 発達障がい者支援センターにおいて、市町村の職員向けの研修等を行うなど、発達障がいを持つ人を支援する体制整備を進めます。	R3	発達障がい者支援センターにおいて、関係機関の職員向けの研修等を行うなど、発達障がいを持つ人を支援する体制整備を進めている。	40,241	保健福祉部
				R4	発達障がい者支援センターにおいて、関係機関の職員向けの研修等を行うなど、発達障がいを持つ人を支援する体制整備に取り組んだ。 (1) センター主催又は共催で企画した研修 44回 (2) 外部から講師依頼を受けた研修(講師派遣) 234回	40,241 (20,121)	
	45	2	⑤ 飲酒運転をした人等に対する指導等 北海道精神保健福祉センター、保健所等において、飲酒運転をした人及びその家族等からの相談に対応するとともに、飲酒運転をした人に対する保健指導を行います。	R3	「北海道飲酒運転の根絶に関する条例」に基づき飲酒運転をした者に対する保健指導を保健所等において実施	-	保健福祉部
				R4	「北海道飲酒運転の根絶に関する条例」に基づき飲酒運転をした者に対する保健指導を保健所等において実施 保健指導実施者7名		

北海道再犯防止推進計画 推進状況

項目	通し番号	NO	具体的な取組	年度	R3年度～R4年度における取組状況	予算額 (一般財源額)	所管部
5 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等 (1) 民間協力者の活動の促進等	46	1	① 民間ボランティアの確保 (更生保護活動を担う人材確保への協力) ・道のホームページ等において、保護司会や更生保護女性会、BBS会等の活動を積極的に周知するとともに、新たに更生保護ボランティア等での活動を希望する方には、保護観察所への相談を呼びかけるなど、人材の確保に協力します。	R3	再犯防止推進フォーラムのテーマに保護司を取り上げ、活動内容などについての理解促進を図った。	-	環境生活部
				R4	「雇用で支える再出発」をテーマとした「北海道再犯防止フォーラム」を令和4年7月28日にZoomによるオンライン開催しました。 講師：協力雇用主 笈田 壽一 氏 札幌刑務支所 若松 久絵 氏 出席者：75名	-	
	47	2	(保護司確保のための支援) ・保護司の人材確保を支援するため、保護観察所と連携し、道職員の定年退職予定者に対するパンフレット配付などの取組を行います。	R3	退職予定者を対象とした説明会で、パンフレットを配布した。	183	環境生活部
				R4	北海道有害情報対策実行委員会において、インターネットを介したトラブルや犯罪から青少年を守るため、保護者を対象とした道民フォーラムを2月1日(水)に開催したほか、道教育大学の学生が作成した中高生向け啓発ポスターを道内各中学校、高校へ配布するなど、関係機関が連携しながら啓発を実施しました。	183	
	48	1	② 民間ボランティアの活動に対する支援の充実 (更生保護活動に関する広報) ・「社会を明るくする運動」等の機会を通じて、保護司や更生保護女性会、BBS会等民間協力者の活動に関する広報啓発を行い、活動に対する道民の理解を促進します。	R3	社会を明るくする運動や、再犯防止推進フォーラムを通じて、理解の促進を図った。	-	環境生活部
				R4	7月の社会を明るくする運動強化月間のパネル展(7月12日、13日)や、その他の各種機会において、民間協力者の活動紹介など、広報啓発を行い、道民の理解促進を図った。	-	
	49	2	(少年警察ボランティアの活動支援) ・少年警察ボランティアの活動を推進するため、必要な知識及び技能に関する研修を行います。	R3	少年警察ボランティアの活動を推進するため、必要な知識及び技能に関する研修を行いました。	-	警察本部
				R4	(少年警察ボランティアの活動支援) 効果的な少年警察ボランティア活動を推進するため、少年非行の傾向や関係法令の基礎知識等の必要な知識及び技能に関する研修を実施しました。(令和4年中：61回実施)	-	
(2) 広報・啓発活動の推進等	50	1	① 再犯防止に関する広報・啓発活動の推進 (「社会を明るくする運動」による理解の促進) ・北海道地方更生保護委員会等と連携し、「社会を明るくする運動」や再犯防止啓発月間の機会などを通じて、犯罪や非行の防止と犯罪をした人等の更生について理解を深める取組を推進します。	R3	社会を明るくする運動や、再犯防止推進フォーラムを通じて、理解の促進を図った。	-	環境生活部
				R4	令和4年7月12日に北海道地方更生保護委員会と連携し、内閣総理大臣メッセージ伝達式を開催したほか、同月12日、13日には北海道地方更生保護委員会、札幌矯正管区との共催で、道庁舎1階展示場においてパネル展を開催した。 また、7月28日にはフォーラムを開催し、道民理解の促進を図った。	-	

北海道再犯防止推進計画 推進状況

項目	通し番号	NO	具体的な取組	年度	R3年度～R4年度における取組状況	予算額 (一般財源額)	所管部
	51	2	(各種啓発事業を通じた理解の促進) ・市町村や「社会を明るくする運動」関係団体が主催するセレモニーやパレード等の各種事業において、犯罪や非行防止について広く啓発を実施します。	R3	市町村や「社会を明るくする運動」関係団体が主催するセレモニーやパレード等の各種事業において、犯罪や非行防止について広く啓発を実施しました。	-	警察本部
				R4	・市町村や「社会を明るくする運動」関係団体が主催するセレモニーやパレード等の各種行事において、犯罪や非行防止に関する講話、啓発を実施しました。	-	
	52	3	(市町村との連携による取組) ・「社会を明るくする運動」の住民への認知を高めていくため、市町村に対し、本運動の趣旨への理解と協力を依頼します。	R3	各市町村に本運動への協力を求める通知を発出した。	-	環境生活部
				R4	令和4年6月7日に各市町村に本運動への協力を求める通知を発出し、市町村への理解と協力を依頼した。	-	
	53	4	(青少年の非行防止に向けた啓発活動) ・青少年の非行・被害防止道民総ぐるみ運動強調月間(7月)において、関係機関が連携して非行防止のための啓発活動を行います。(再掲)	R3	北海道青少年健全育成条例の遵守徹底と青少年に有害な環境の浄化を図るため、行政と地域住民との協働による有害環境浄化活動を推進するとともに、非行・被害の未然防止等を図るための取組を行います。	1,262	保健福祉部
				R4	北海道青少年健全育成条例の遵守徹底と青少年に有害な環境の浄化を図るため、7月15日(金)にJR札幌駅にて街頭啓発を実施したほか、本庁舎1階展示スペースにおいて社会を明るくする運動と連携したパネル展を開催するなど、行政と地域住民との協働による有害環境浄化活動を推進するとともに、非行・被害の未然防止等を図るための取組を行いました。	1,100 (1,100)	
	54	5	(地域生活定着支援センターの取組の理解の促進) ・矯正施設出所後に自立した生活を営むことが困難と認められる高齢者や障がいのある人の円滑な社会復帰や地域生活への定着に向けた北海道地域生活定着支援センターにおける取組について、地域の理解を得られるよう、普及啓発活動を行います。	R3	札幌と釧路の2ヶ所に設置した北海道地域生活定着支援センターにおいて支援を実施	78,526	保健福祉部
				R4	札幌と釧路の2ヶ所に設置した北海道地域生活定着支援センターにおいて支援を実施 ・北海道地域生活定着支援センター専門委員会の開催 1回目 6月21日 オンライン 出席者8名 2回目 11月8日 参集 出席者8名 ・北海道地域生活定着支援事業推進会議の開催 12月2日 オンライン 出席者223名 ・地域福祉支援検討会 札幌センター21回、釧路センター3回 ・福祉事業者巡回開拓 札幌センター102件、釧路センター21件	78,526 (0)	
	55	1	② 民間協力者に対する表彰 (保護司の表彰) ・多年にわたり、更生保護に貢献し、その功績が顕著な保護司の表彰を行います。	R3	13人の保護司の表彰を行った。	-	環境生活部
				R4	15名の保護司に対し、北海道社会貢献賞(更生保護功労者)の表彰を行い、道内4ブロックにおける更生保護研究大会において表彰式を行った。(道南、道東については別途表彰式を実施)	-	

北海道再犯防止推進計画 推進状況

項目	通し番号	NO	具体的な取組	年度	R3年度～R4年度における取組状況	予算額 (一般財源額)	所管部
	56	2	(暴力追放団体等の表彰) ・暴力追放等の取組に貢献した地域暴力追放団体、職域暴力追放団体及び個人の表彰を行います。	R3	暴力追放活動、暴力団員等の社会復帰対策等の取組に貢献した地域暴力追放団体、職域暴力追放団体及び個人の表彰を行いました。	-	警察本部
				R4	・暴力追放活動、暴力団員等の社会復帰対策等の取組に貢献した地域暴力追放団体、職域暴力追放団体及び個人の表彰を行いました。	-	
6 国・市町村・民間協力者との連携強化 (1) 国・市町村・民間協力者との連携強化	57	1	① 連携体制の整備 ・関係する国の機関や民間団体等で構成する「北海道再犯防止推進会議」を設置し、支援に関する情報の共有や本計画の推進上の課題等について協議を行うなど、道内各地域で関係機関相互の連携強化を図ります。	R3	北海道再犯防止推進会議地域会議を全道4カ所でオンライン開催し、情報の共有と連携の強化を図った。	-	環境生活部
				R4	令和4年6月3日に北海道再犯防止推進会議をZoomによりオンライン開催し、道内各機関の連携を図ったほか、道内4地域で地域会議を開催し、各地域の取組の情報共有を行い、連携強化を図った。	-	
	58	1	② 地域の関係機関・団体に対する情報提供等 (市町村への情報提供等) ・市町村における再犯防止に資する取組を促進し、関連施策の有機的連携を確保するため、必要な情報提供を行うとともに、各種施策の検討・推進に協働して取り組みます。	R3	北海道再犯防止推進会議地域会議を全道4カ所でオンライン開催し、情報の共有と連携の強化を図った。	-	環境生活部
				R4	北海道再犯防止推進会議地域会議を全道4カ所でオンライン開催時に各市町村をオブザーバーとして招待し、情報の共有と連携の強化を図ったほか、北海道再犯防止メールマガジンを発行し、各機関の取組等について情報の共有を図った。(令和5年1月現在で計4回発行)	-	
	59	2	(道の各種支援制度の情報提供) ・道の各種支援制度について、ホームページを通じてわかりやすく提供し、犯罪をした人等を支援する関係機関等が活用できるよう努めます。	R3	北海道再犯防止推進会議地域会議を全道4カ所でオンライン開催し、情報の共有と連携の強化を図った。	-	環境生活部
				R4	道のホームページを随時更新し、関係機関の方々が活用できるように努めていく。	-	